

---

---

# 総論

---

---



# 第1節 計画の目的、理念等

## 第1 計画の目的

上三川町地域防災計画（以下「計画」という。）は、上三川町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、町、防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われなことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

大規模な災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

## 第2 計画の性格

この計画は、防災基本計画（中央防災会議）に基づくとともに、栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び上三川町防災会議条例（昭和38年上三川町条例第21号）第2条の規定に基づき、上三川町防災会議が策定するものであり、町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。町は、この計画に基づき具体的計画を定め、その推進を図る。

また、この計画は、以下の6点等の総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- 1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び町民等がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- 2 町災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- 3 気象予報、災害情報等の収集伝達、避難、避難所運営、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等）対策の一層の充実
- 5 災害復旧に関する計画
- 6 その他災害対策に必要な計画

## 第3 計画の体系

この計画は、本町の地域における水害・台風、竜巻等による風害、火災・事故災害、震災及び原子力災害の対策を体系化したものであり、次の各編から構成される。

- 1 総論
- 2 水害・台風、竜巻等風害対策編
- 3 火災・事故災害対策編
- 4 震災対策編
- 5 原子力災害対策編
- 6 資料編

#### 第4 計画の理念

町では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本町における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、上三川町国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

#### 第5 計画の修正

町、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の修正を図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

#### 第6 計画の習熟

本計画を効果的に推進するため、指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町の防災担当部局等、機関間の連携また他部局との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、マニュアルの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画等）の防災の観点からのチェック

## 第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

町、県及び防災関係機関、住民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

### 第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、町等による「公助」はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

#### 1 町

町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

#### 2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

#### 3 消防機関・一部事務組合

消防機関、一部事務組合は、町の責務が十分に果たされるよう、法令、上三川町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を町と連携して実施する。

#### 4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

#### 5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 6 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

#### 7 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。また、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

#### 8 事業者

町その他の行政機関が実施する災害対策事業及び住民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、災害時に必要な事業活動の継続に努める。

### 第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 町

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
上三川町	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水等災害に強い町土づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 防災行政無線の整備、運用、点検</p> <p>(8) 県、他市町、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(9) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(10) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(12) その他法令及び上三川町地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立</p> <p>(3) 災害救助法の適用要請</p> <p>(4) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(7) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(8) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(9) 災害を受けた児童、生徒の授業の再開</p> <p>(10) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(11) 防犯、交通の規制、社会秩序の維持</p> <p>(12) 住民への広報活動</p> <p>(13) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(14) 県外からの避難者受入れに係る県への協力</p> <p>(15) 県外からの広域一時滞在の受入れ</p> <p>(16) その他法令及び上三川町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 住民生活の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) その他法令及び上三川町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃木県	<p>1 災害予防対策</p> <p>(1) 防災に関する組織の整備・改善</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施</p> <p>(3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進</p> <p>(4) 災害危険箇所の災害防止対策</p> <p>(5) 防災に関する施設・設備の整備、点検</p> <p>(6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検</p> <p>(7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検</p> <p>(8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検</p> <p>(9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備</p> <p>(10) 自主防災組織等の育成支援</p> <p>(11) ボランティア活動の環境整備</p> <p>(12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表</p> <p>(13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善</p> <p>(14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保</p> <p>(2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立</p> <p>(3) 専門家等の派遣要請</p> <p>(4) 災害救助法の運用</p> <p>(5) 消火・水防等の応急措置活動</p> <p>(6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施</p> <p>(7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置</p> <p>(8) 緊急輸送体制の確保</p> <p>(9) 緊急物資の調達・供給</p> <p>(10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育</p> <p>(11) 施設、設備の応急復旧</p> <p>(12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持</p> <p>(13) 県民への広報活動</p> <p>(14) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入</p> <p>(15) 県外避難者の受入れに対する総合調整</p> <p>(16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限</p> <p>(17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示</p> <p>(18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施</p> <p>3 災害復旧・復興対策</p> <p>(1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進</p> <p>(2) 民生の安定化策の実施</p> <p>(3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施</p> <p>(4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理</p> <p>(5) 損害賠償の請求等に係る支援</p> <p>(6) 風評被害による影響等の軽減</p> <p>(7) 各種制限の解除</p> <p>(8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施</p>

### 3 警察

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
下野警察署	災害時における治安、交通、通信等の対策に関すること。

### 4 消防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
石橋地区消防組合 消防本部	1 災害時における消防、救急、救助その他防災に関すること。 2 防災用物品備蓄に関すること。

### 5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東農政局	1 災害予防 (1) 堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の需給調整に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること。 (7) 農産物等の安全性の確認に関すること。 3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 (3) 風評被害対策に関すること。
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること。 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、特別警報・警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるよう努めること。 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること。 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと。 5 市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと。 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること。 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること。
栃木労働局	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関すること。 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東地方整備局	<p>直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 防災上必要な教育、訓練</p> <p>(2) 通信施設等の整備</p> <p>(3) 公共施設等の整備</p> <p>(4) 災害危険区域等の関係機関への通知</p> <p>(5) 官庁施設の災害予防措置</p> <p>(6) 豪雪害の予防</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等</p> <p>(2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等</p> <p>(3) 建設機械と技術者の現況の把握</p> <p>(4) 災害時における復旧用資材の確保</p> <p>(5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事</p> <p>(6) 災害時のための応急資機材の備蓄</p> <p>(7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施</p> <p>(8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること</p> <p>3 災害復旧等</p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>

## 6 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊 第2大隊	<p>天災地変その他災害に対して、人命又は財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。</p>

## 7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本郵便(株) 上三川郵便局 上三川上蒲生郵便局 大山簡易郵便局 本郷郵便局	<p>1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。</p> <p>2 災害特別事務取扱いに関すること。</p> <p>(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除</p> <p>(4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</p> <p>(5) 被災者救援のための寄附金送金用通常振替の料金免除</p> <p>(6) 郵便貯金業務の非常取扱い</p> <p>(7) 簡易保険業務の非常取扱い</p> <p>(8) 災害ボランティア口座の開設</p> <p>3 被災地内の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
東日本電信電話(株) 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事。</li> <li>2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事。</li> <li>3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事。</li> <li>4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。</li> <li>5 災害復旧及び被災地における情報流通について住民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事。</li> </ol>
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事。</li> <li>2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事。</li> </ol>
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行う事。</li> <li>2 災害により路線が不通となった場合。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行う事。</li> <li>(2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。</li> </ol> </li> <li>3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行う事。</li> <li>4 死傷者の救護及び処理を行う事。</li> <li>5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行う事。</li> <li>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行う事。</li> </ol>
東京ガスネットワーク(株) 栃木支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ガス施設の安全、保全に関する事。</li> <li>2 災害時におけるガスの供給に関する事。</li> </ol>
KDDI(株)小山 テクニカルセンター ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の運用と保全に関する事。</li> <li>2 災害時における通信のそ通の確保に関する事。</li> </ol>
(株)NTTドコモ 栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動通信施設の運用と保全に関する事。</li> <li>2 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事。</li> </ol>
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社、 栃木南支社	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原子力施設の防災管理に関する事。</li> <li>2 従業員等に対する教育、訓練に関する事。</li> <li>3 関係機関に対する情報の提供に関する事。</li> <li>4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。</li> <li>5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。</li> <li>6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。</li> <li>7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。</li> <li>8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関する事。</li> </ol>

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事。           2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事。           3 義援金品の募集、配分に関する事。           4 日赤医療施設の保全に関する事。           5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。
日本放送協会 宇都宮放送局	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集           2 報道 災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知           3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供           4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守

#### 8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
(一社)栃木県 L P ガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関する事。           2 災害時におけるガスの供給に関する事。
(株) 栃木放送 (株) エフエム栃木 (株) とちぎテレビ	1 住民に対する防災知識の普及に関する事。           2 情報の収集に関する事。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集           3 報道に関する事。 災害及び気象予報、警報、被害状況、官公署通報事項の周知           4 受信対策に関する事。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供           5 放送通信施設の保守に関する事。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守           6 義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
関東自動車(株)	災害時における輸送対策に関する事。
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関する事。
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する事。
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関する事。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
上三川町土地改良区 大山土地改良区	水門、水路の維持・管理に関する事。
JAうつのみや 上三川営農経済 センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事。</li> <li>2 農産物等の災害応急対策についての指導に関する事。</li> <li>3 被災農家に対する融資、又はそのあっせんに関する事。</li> <li>4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>5 飼料、肥料等の確保対策に関する事。</li> <li>6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関する事。</li> </ol>
上三川町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事。</li> <li>2 災害時における物価安定についての協力に関する事。</li> <li>3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関する事。</li> </ol>
小山地区医師会	災害時における救急医療活動に関する事。
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関する事。</li> <li>2 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。</li> <li>3 被災者医療への協力に関する事。</li> <li>4 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事。</li> </ol>
上三川町社会福祉 協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他町が実施する応急対策についての協力に関する事。</li> <li>2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関する事。</li> <li>3 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関する事。</li> <li>4 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関する事。</li> </ol>
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。</li> <li>2 災害時における入所者の安全確保に関する事。</li> <li>3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事。</li> <li>4 福祉避難所としての施設の提供に関する事。</li> </ol>
自治会等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関する事。</li> <li>2 町が行う災害応急対策についての協力に関する事。</li> </ol>
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事。
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関する事。
危険物関係施設の 管理者	災害時における危険物の施設の安全確保に関する事。

### 第3節 上三川町の概要

#### 第1 自然的条件

##### 1 位置

本町は、栃木県東南部で鬼怒川の右岸、首都東京から北に約90kmの距離に位置し、東は真岡市、西と南は下野市、そして北は宇都宮市の3市に接している。

##### 2 地勢

本町は、東の真岡市との境に鬼怒川、中央に江川、やや西よりに田川がそれぞれ南流しており、広々とした田園地帯を形成している。

町の広さは、南北10.5km、東西8.25km、面積は54.39平方kmを有し、町内全域が都市計画区域に指定されている。交通は、北関東自動車道をはじめ、町の中央を新4号国道が南北に縦貫し、国道352号、主要地方道真岡・上三川線が東西に横断するなど、幹線道路網の整備が進んでいる。また、西端にはJ R東北新幹線・宇都宮線が南北に並行して走っており、J R宇都宮線石橋駅に東口も開設されている。

上三川町の位置



### 3 地形

本町は関東平野の北部に位置し、比較的平坦な地形である。標高は約60メートルから80メートルの間にあり、北西方向約50キロメートルに2,000メートル級の日光連山があるため、わずかではあるが北に高く南に低くなっている。河川、低地部及び穏やかな台地部からなり、東側から(1)鬼怒川低地(2)岡本台地(3)田原台地(4)田川低地(5)宝木台地の5つの地層に属している。

上三川付近の台地略図

#### (1) 鬼怒川低地

南北に長い沖積地で、大部分が沖積世における鬼怒川の氾濫原であるため、一般に関東ローム層の初生的堆積はみられない。表土の直下は礫層である。

#### (2) 岡本台地

洪積地であるこの台地の上部は、表土・ローム層がおおい、その下に段丘礫層がみられる。礫種は砂岩・粘板岩・チャート・安山岩・石英斑岩・流紋岩など多様で細礫・粗砂で充填されており、固結度は低く、透水性である。

#### (3) 田原台地

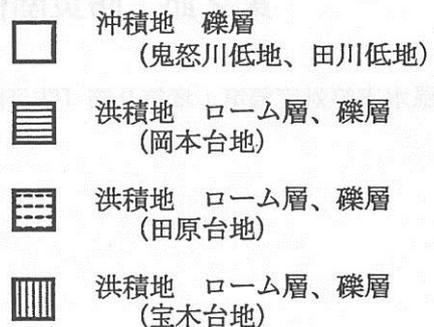
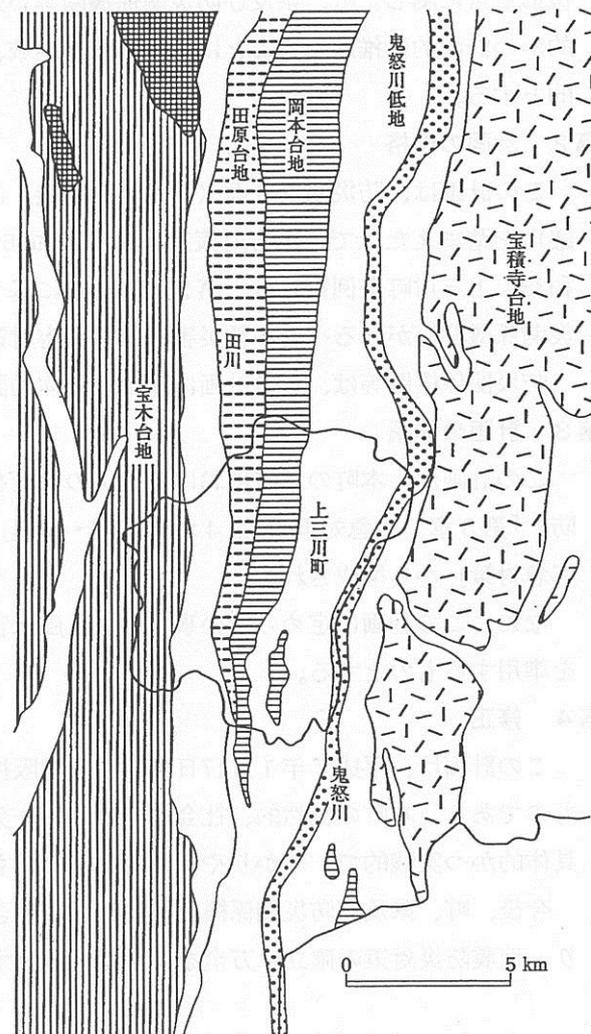
中央台地東部から田川低地に緩やかに高度を減じているこの台地は洪積地で、上部は約2メートルのローム層でおおわれ、下位に段丘礫層がきている。礫種は古期岩・流紋岩・安山岩・その他で構成されている。

#### (4) 田川低地

田川を中心に沖積地として開け肥沃度の高い耕地を形成するこの低地は、鬼怒川低地に準ずる礫層からなる。

#### (5) 宝木台地

この台地は表土・ローム層・宝木段丘礫層からなり、礫種はチャート・粘板岩・石英斑岩・流紋岩・安山岩などで、礫層はほとんど水平層をなしている。地下7~20メートル付近には豊富な地下水がある。



#### 4 気象

本町は、気候上は夏の高温、冬の強い季節風と乾燥を特徴とする太平洋側気候の中「中部・関東型」に属するが、その中では季節風はやや弱く、空気の移動が鈍く、夜明け頃低温になるという内陸性を示している。県内としては県南方に入り、比較的温暖で、住みよい気候といえる。

年平均気温は13℃で、降雨量は年間1,500ミリ程度である。

栃木県は雷の多発地帯として有名であるが、本町も例外ではなく、主として本県西部の山岳地帯に発生したものが襲来する。

風については、春夏の東南風、秋冬の北西風が強いが、晩秋から冬にかけて吹く、いわゆる「男体おろし」は非常に強風であり、長い間晴天が続き、空気が著しく乾燥するときに起きる。

## 第2 社会的条件

### 1 人口

#### (1) 総人口及び年齢階層別人口

令和2年の国勢調査結果によると、本町の総人口は30,806人となっている。平成22年までは増加傾向にあったが、直近の10年間で減少傾向へと転じている。この傾向は、今後も引き続くものと予想される。

年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）は平成7年の5,463人（19.7%）から令和2年には4,073人（13.4%）へと推移し、人数、構成比率ともに減少傾向にあり、特に直近10年間の減少は大きい。一方、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年の18,832人（68.0%）から平成17年の21,499人（68.1%）をピークに上昇したが、その後は、人数、構成比率ともに減少傾向にある。

老年人口（65歳以上）は平成7年の3,396人（12.3%）から令和2年の7,262人（24.0%）へと推移し、人数、構成比率ともに増加している。

県平均と比較すると、年少人口比率は県平均を上回り、老年人口比率は県平均を下回っており、少子高齢化は、県平均より進んでない状況にある。しかしながら、年少人口比率の減少が県平均より大きいため、特に少子化傾向が顕著である。

総人口及び年齢階層別人口

(単位：人、%) (国勢調査)

	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	年平均増減率				
							H7-H12	H12-H17	H17-H22	H22-H27	H27-R2
総人口	27,700	29,421	31,592	31,621	31,046	30,806	6.21	7.38	0.09	-1.32	-0.77
年少人口 (14歳以下)	5,463 19.7%	5,256 17.9%	5,437 17.2%	5,182 16.4%	4,620 15.0%	4,073 13.4%	-3.79	3.44	-4.69	-10.35	-11.84
生産年齢人口 (15～64歳)	18,832 68.0%	20,052 68.2%	21,499 68.1%	21,082 66.7%	19,977 64.7%	18,972 62.6%	6.48	7.22	-1.94	-5.24	-5.03
老年人口 (65歳以上)	3,396 12.3%	4,113 14.0%	4,656 14.7%	5,354 16.9%	6,294 20.4%	7,262 24.0%	21.11	13.20	14.99	17.56	15.38

年少人口比率・老年人口比率【県比較】

(単位：%) (国勢調査)

	上三川町			栃木県			比較 (H22-H27)		(H27-R2)	
年少人口比率	H22:16.4	H27:15.0	R2:13.4	H22:13.4	H27:12.9	R2:11.8	町:-1.4	県:-0.5	町:-1.6	県:-1.1
老年人口比率	H22:16.9	H27:20.4	R2:24.0	H22:21.8	H27:25.9	R2:28.7	町:+3.5	県:+4.1	町:+3.6	県:+2.8

## (2) 世帯

本町の総世帯数は、平成7年の7,885世帯から令和2年の11,544世帯へと増加傾向で推移している。また、一世帯当人数は、平成7年の3.51人から令和2年の2.64人へと減少を続けており、核家族化や世帯の多様化が進行していることを示している。

県と比較すると、一世帯当人数は県(2.38人)よりも多く、核家族化や世帯の多様化が進行してはいるが、ゆっくりとした速度で進んでいることがうかがえる。

### 総世帯数・一世帯当人数

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	7,885	8,888	10,039	10,390	10,777	11,544
一世帯当人数	3.51	3.31	3.15	3.04	2.88	2.64

(単位：世帯、人) (国勢調査)

## (3) 昼間・夜間人口

令和2年の国勢調査結果によると、本町の昼間人口は30,706人となっており、夜間人口(定住人口)よりも100人少なくなっている。令和2年の国勢調査結果における栃木県の夜間人口に対する昼間人口の割合はマイナス(昼間人口の方が少ない)である。本町は昭和40年の調査以降から平成27年まですべてプラス(昼間人口の方が多く)となっていたが、令和2年での調査では再び昼間人口の割合がマイナス(昼間人口の方が少ない)となった。

### 昼間・夜間人口

(単位：人、%) (国勢調査)

	年次	夜間人口 (常住人口)	昼間人口	差引	昼夜間人口比率 (昼間人口指数)
上三川町	昭和40年	16,945	15,077	-1,868	89.0
	昭和50年	23,631	26,072	2,441	110.3
	昭和60年	25,229	29,517	4,288	117.0
	平成2年	27,300	30,964	3,664	113.4
	平成7年	27,691	29,585	1,894	106.8
	平成12年	29,421	29,695	274	100.9
	平成17年	31,592	32,943	1,351	104.3
	平成22年	31,621	31,931	310	101.0
	平成27年	31,046	31,233	187	100.6
	令和2年	30,806	30,706	-100	99.7
栃木県	令和2年	1,933,146	1,914,836	-18,310	99.1

## 2 産業

本町は第2次産業、特に大規模な自動車産業の比重が高く、地域経済や町行政に大きな影響を及ぼしている。しかし、小規模高生産型の農業生産基盤を持ち、立地条件の良さを生かした商業施設も建設されているが、中心市街地の商店街の空洞化が課題となっている。

### (1) 農業

かつては水稲とかんぴょうを中心としていたが、現在は首都圏に位置する有利な条件を活かし、イチゴを始めとする施設園芸が盛んで、多様な野菜を生産している。

(2) 商業

商店数は減少しているが、従業員数並びに年間商品販売額は増加傾向にある。近年、道路網の整備に伴い、新4号国道沿線等において大型ショッピングセンターや流通、外食系産業が進出している。

(3) 工業

自動車を中心に、IT産業の一翼を担う通信やAV機器、さらにアルミ製品等が生産されている。しかし、特定の業種に依存した産業構造にあり、今後はバランスのとれた工業の振興が課題となっている。

3 交通

本町への交通は、町の西端、下野市との町境にJR宇都宮線石橋駅があり、本町への玄関口となっている。道路網は、南北方向に東京まで全線開通した新4号国道と主要地方道宇都宮・結城線が、東西方向に国道352号及び主要地方道真岡・上三川線が通り、道路網の骨格を形成している。また、町の北部、宇都宮市と境を接する宇都宮上三川インターチェンジは、新4号国道と北関東自動車道の連結点にあり、巨大なショッピングセンターやアミューズメント施設を持つ新しい物流の拠点となっている。

## 第4節 過去の主な災害

本町及び本町周辺における過去の主な災害は次のとおりである（明治35年の足尾台風以降は町制施行（昭和30年）以降の災害を掲載）。

年 月 日	原因（地域）	概要
明治35年 9. 25～28 (1902年)	足尾台風（県全域）	鬼怒川大洪水。死者156、行方不明63、 負傷280、家屋全壊8,217戸、半壊389戸、 流失412戸、浸水1,722戸（県内被害）
昭和34. 9. 27 (1959年)	伊勢湾台風（県全域）	人的被害は、紀伊半島の和歌山県、奈良県、 伊勢湾沿岸の三重県、愛知県、日本アルプ ス寄りの岐阜県を中心に犠牲者5,098人(死 者4,697人、行方不明者401人)負傷者38,921 人にのぼり、人的被害、経済的被害の規模 の大きさから、明治維新以後で最大級の自 然災害の1つである。
昭和41. 6. 28 (1966年)	台風4号（県全域）	
昭和41. 9. 24 (1966年)	台風26号（県全域）	
昭和45. 1. 31～2. 1 (1970年)	低気圧、強風雨（県全域）	
昭和45. 8. 6 (1970年)	突風、降ひょう (上三川町、旧南河内町)	降ひょうを伴う突風。重傷1、軽傷4、 家屋全壊1、同半壊3、一部破損73、 被害総額147,210千円 (上三川町、旧南河内町)
昭和47. 9. 16～17 (1972年)	台風20号（県全域）	
昭和49. 8. 26～9. 9 (1974年)	台風及び豪雨（県全域）	
昭和51. 5. 6～7. 18 (1976年)	降ひょう（県全域）	
昭和51. 5. 26～7. 19 (1976年)	豪雨と台風9号 (那須・塩谷を除く県全域)	5月26日、6月5日、7月13日、19日
昭和51. 7～9月 (1976年)	異常低温（県全域）	
昭和51. 9. 8～9. 14 (1976年)	台風17号と豪雨（県全域）	
昭和52. 6～7月 (1977年)	降ひょう（県全域）	
昭和52. 8. 13～8. 19 (1977年)	豪雨（県全域）	
昭和54. 10. 19 (1979年)	台風20号（県全域）	
昭和55. 7～9月 (1980年)	冷害（全県）	
昭和56. 7月 (1981年)	豪雨（県央、県東部）	
昭和56. 8. 22～8. 23 (1981年)	台風15号（県全域）	
昭和57. 8. 1～8. 3 (1982年)	台風18号（県全域）	
昭和58. 8. 15～8. 18 (1983年)	台風5号、6号（県全域）	
昭和58. 9. 27～9. 29 (1983年)	台風10号（おおむね県全域）	
昭和59. 1～3月 (1984年)	雪害、凍害、寒干害等 (おおむね県全域)	

年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
昭和60. 6. 24～7. 19 (1985年)	梅雨前線豪雨及び台風6号 (県全域)	
昭和61. 8. 4～8. 5 (1986年)	台風10号及びその後の低気 圧による大雨 (県全域)	
昭和61. 9. 2～9. 3 (1986年)	台風による大雨 (県全域)	
昭和62. 9. 10 (1987年)	雷雨 (県全域)	
昭和63. 8. 10～8. 13 (1988年)	豪雨 (おおむね県全域)	
昭和63. 7～9月 (1988年)	異常気象 (県全域)	
平成元. 7. 25～7. 27 (1989年)	大雨 (おおむね県全域)	
平成元. 8. 26～8. 28 (1989年)	台風17号 (おおむね県全域)	
平成2. 3月下旬～4月下旬 (1990年)	低温 (県全域)	
平成2. 8. 10 (1990年)	台風11号 (県全域)	
平成2. 9. 19～9. 20 (1990年)	竜巻及び台風19号 (おおむね県全域)	台風19号の影響下の19日22時20分頃、壬生町から宇都宮市にかけて竜巻が発生。軽傷者及び住家の被害等が発生した。
平成3. 8. 20～8. 21 (1991年)	台風12号 (県全域)	
平成3. 10. 11～10. 13 (1991年)	台風21号 (おおむね県全域)	
平成3. 8月末～10月中旬 (1991年)	台風及び長雨 (県全域)	8月31日の台風14号に伴う大雨、9月に入り8日の台風15号に伴う大雨、13～14日の台風17号に伴う大雨、強風、10月に入り6～13日にかけて秋雨前線を活発化させた台風21号により大雨など長期間にわたり、雨(風)の日が断続的に続いたことにより、多大な農産・畜産被害が発生した。
平成4. 5. 20～5. 27 (1992年)	降ひょう、竜巻 (県北東部を除く地域)	連日の降ひょう及び5月23日の竜巻により農作物、農業用施設に被害が発生した。
平成4. 9. 4 (1992年)	突風、降ひょう (県中部、県東部、県西部)	益子町及び真岡市の一部に突風が発生し、住家被害を受けたほか、宇都宮市東部及び芳賀郡内で降ひょうのため農作物に被害が発生した。
平成5. 8. 26～8. 28 (1993年)	台風11号 (県全域)	
平成5. 7～9月 (1993年)	異常気象	
平成6. 5. 26～5. 27 (1994年)	豪雨 (県中部、県北部、 県南部、県西部)	
平成6. 9. 30 (1994年)	台風26号 (おおむね県全域)	
平成7. 8. 21～8. 22 (1995年)	豪雨 (県中部、県南部、 県東部)	
平成7. 9. 16～9. 17 (1995年)	台風12号 (おおむね県全域)	
平成8. 9. 22～9. 23 (1996年)	台風17号 (県南部、県中部、 県北部、県東部)	

年 月 日	原 因 (地 域)	概 要				
平成9. 5. 24～5. 25 (1997年)	大雨 (おおむね県全域)					
平成9. 6. 19～6. 20 (1997年)	台風7号 (おおむね県全域)					
平成10. 8. 26～8. 31 (1998年)	8月末豪雨 (県全域)	8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった所が多かった。				
平成10. 9. 15～9. 16 (1998年)	台風5号 (おおむね県全域)					
平成11. 7. 11～7. 14 (1999年)	大雨 (おおむね県全域)					
平成13. 8. 21～8. 23 (2001年)	台風11号 (おおむね県全域)	速度が遅く、長時間にわたって影響が及んだ。この台風により、紀伊半島を中心に大雨となった。				
平成13. 9. 9～9. 11 (2001年)	台風15号 (おおむね県全域)	台風の上陸した関東地方では暴風と大雨の被害を発生し、首都圏の交通機関は運休や遅延を余儀なくされた。この台風の被害は四国から北海道の広い範囲に及び、特に東海地方と関東地方での被害が大きかった。				
平成14. 7. 9～7. 11 (2002年)	梅雨前線豪雨及び台風6号 (おおむね県全域)	梅雨前線及び台風6号が日本付近に接近し、九州地方から関東地方、東北地方以南のほぼ全国に豪雨をもたらした。				
平成19. 9. 5～9. 7 (2007年)	台風9号 (おおむね県全域)	関東地方などで大雨・暴風被害が相次ぎ、それに伴う交通機関の大混乱を引き起こし、また多数の死傷者を出した。				
平成20. 8. 28～8. 29 (2008年)	8月末豪雨 (おおむね県全域)	本州に停滞する前線の影響で大気の状態が不安定となり、20日夜から30日未明にかけて、雷を伴い非常に激しい雨が降った。				
平成23. 3. 11 (2011年)	東北地方太平洋沖地震 (県全域)	<p>牡鹿半島の東南東約130km付近の太平洋(三陸沖)の海底、深さ約24kmを震源として発生した。地震の規模を示すマグニチュードは9.0であり、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。本町では震度5強を観測した。</p> <p>本町の被害の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>住宅被害 (一部損壊)</td> <td>175棟</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀等損壊</td> <td>84箇所</td> </tr> </table>	住宅被害 (一部損壊)	175棟	ブロック塀等損壊	84箇所
住宅被害 (一部損壊)	175棟					
ブロック塀等損壊	84箇所					

年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
平成23. 9. 21～9. 22 (2011年)	台風15号 (おおむね県全域)	静岡県浜松市付近に21日午後2時過ぎに上陸し、勢力を強めながら速度を上げ、東海・関東・東北地方を縦断した。本町においては、21日午後6時50分に田川明治橋の水位が避難判断水位を超え、石田・下蒲生・五分一地内の20世帯に避難を勧告し、22日午前1時に解除する。 本町の被害の状況 五分一地内 住宅床下浸水 1戸 東蓼沼橋流失
平成24. 5. 3 (2012年)	大雨 (おおむね県全域)	本町の被害の状況 大山地内 住宅床下浸水 2戸 石田地内 住宅床下浸水 1戸 倉庫床下浸水 2戸
平成24. 5. 6 (2012年)	竜巻 (県東南部)	栃木県及び茨城県において複数の竜巻が発生し、死者1名を含む人的被害、2,000棟を超える住家等全半壊など被害が発生した。
平成27. 9. 9～9. 10 (2015年)	平成27年9月関東・東北豪雨	南北に連なるライン状の降水帯が次々発生し、関東と東北で記録的な大雨となった。本町においては、10日0時20分に大雨特別警報が発令された。 川中子・石田・五分一・神主地内の234世帯に避難勧告を発令し、21世帯52名が避難した。 (田川最高水位:3.86m) 本町の被害の状況 ◆人的被害 死者、負傷者なし ◆家屋等被害 損壊なし 床上浸水なし 床下浸水 15戸 (川中子3戸、石田3戸、五分一1戸、下蒲生4戸、梁4戸)

<p>令和元. 10. 12～10. 13 (2019年)</p>	<p>令和元年東日本台風</p>	<p>12日19時頃静岡県伊豆半島付近に上陸した東日本台風は、関東地方を縦断し、記録的な大雨により甚大な被害をもたらした。</p> <p>12日19時50分に県内14市町(本町該当なし)に大雨特別警報が発令された。本町では、川中子・石田・五分一・梁・下蒲生・神主地内の977世帯に避難指示を発令し、203世帯580名が避難した。</p> <p>(田川最高水位:4.63m)</p> <p>本町の被害の状況</p> <p>◆人的被害 死者、負傷者なし</p> <p>◆家屋等被害</p> <p>損壊なし</p> <p>床上浸水 6戸 (石田1戸、下蒲生1戸、梁4戸)</p> <p>床下浸水 29戸 (石田5戸、川中子7戸、下蒲生3戸、五分一2戸、梁11戸、大山1戸)</p>
-----------------------------------	------------------	---

## 第5節 本町で予想される主な災害

### 第1 地震

#### 1 県内最大の被害を及ぼす地震の想定

##### (1) 地震規模、震源等の設定

県は、調査の実施にあたって、栃木県として最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定し、次のような前提条件を設定した。

想定地震名	地震規模	断層種別	断層長さ	震源深さ
想定県庁直下地震	M 7.3	線震源モデル	約30km	15km

○本町の防災行政の参考とする地震は、県の設定を踏まえ、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に栃木県庁下に震源を仮定したM7.3と仮定する。

##### (2) 発災ケース（季節・時刻）

過去の地震の例などから、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下の3つのケース（季節・時刻）を設定した。

- ① 冬深夜…多くの方が自宅で就寝中のため倒壊家屋や家具による圧死の危険性の高い時間帯
- ② 夏12時…会社や学校にいる人が多く自宅にいる人が少ない時間帯
- ③ 冬18時…帰宅ラッシュと異なる時間帯、出火危険性の高い時間帯

##### (3) 被害想定結果

本調査は、平成25年度に実施した地震被害想定データのデータを使用して、建物被害、ライフライン被害、人的被害等について次のとおり予測した。

##### (4) 町域の被害想定

		①冬深夜	②夏12時	③冬18時
建物被害	全壊棟数 [棟]	692		
	半壊棟数 [棟]	2,499		
地震火災	出火件数 [件]	1	2	4
	焼失棟数 [棟]	0	0	18
ライフライン被害	上水道 断水人口 [人]	19,700		
	下水道 支障人口 [人]	9,330		
	電力 停電軒数 [軒]	1,974		
	通信 不通回線 [回線]	674		
	ガス 供給停止 [戸]	2,157		
人的被害	死者数 [人]	41	21	29
	負傷者数 [人]	630	519	457
	うち重傷者 [人]	77	62	56
避難者	避難者数（1日後） [人]	2,780		
	うち避難所 [人]	1,668		
廃棄物	災害廃棄物発生量 [万t]	可燃物：1.7 不燃物：5.4		

※ 冬深夜：7m/s 夏12時：10m/s 冬18時：10m/s

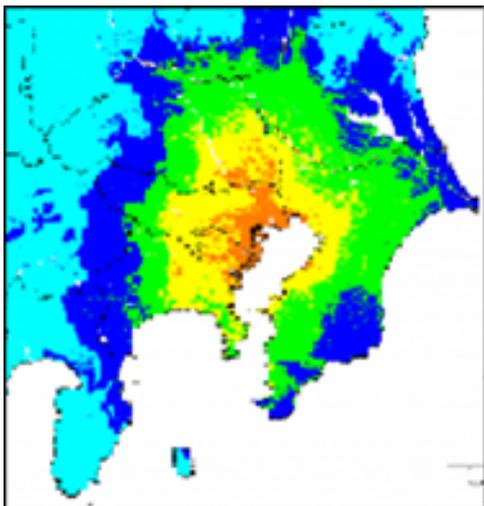
## 2 首都直下地震の被害想定

### (1) 地震規模、震源等の想定

首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成 25 (2013) 年 12 月に取りまとめた最終報告において 19 通りの地震を示しており、そのうち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定している。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下地震	Mw 7.3	フィリピン海プレートの地殻内地震

震度分布については、下図の通り想定されている。



### (2) 被害想定概要

上記 1 の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果においては、次のとおり人的、物的、その他の被害が予測されている。

	死者数	建物全壊・消失戸数(戸)					避難者(人) (一日後)	帰宅困難者(人) (一日後)	発生する震災廃棄物(t)
		建物倒壊等	液状化	急傾斜崩壊	火災	合計			
茨城県	-	約60	約1,200	-	約30	約1,300			
栃木県	-	-	約80	-	約10	約80			
群馬県	-	-	約80	-	約10	約90			
埼玉県	約2,400~約3,800	約21,000	約4,900	約20	約71,000	約97,000			
千葉県	約900~約1,400	約11,000	約5,600	約80	約25,000	約42,000			
東京都	約8,900~約13,000	約106,000	約7,000	約300	約221,000	約333,000	約3,000,000	約3,800,000~ 約4,800,000	
5市都区部	約8,000~約11,000	約97,000	約6,800	約200	約195,000	約299,000	約1,500,000		
神奈川県	約3,600~約5,400	約37,000	約2,800	約700	約95,000	約136,000			
山梨県	-	-	-	-	-	-			
静岡県	-	-	-	-	-	-			
合計	約16,000~約23,000	約175,000	約22,000	約1,100	約412,000	約610,000	約3,000,000	約5,400,000~ 約8,000,000	約8,800,000

※帰宅困難者数の合計は、1都4県（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）の合計

※冬夕方 風速 8m/s

### (3) 首都直下地震地方緊急対策計画について

首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 21 条の規定に基づき、首都直下地震が発生した際に震度 6 弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度 6 弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下緊急対策区域として指定し、県内においては以下の 6 市 1 町が指定された。

足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町

## 第 2 主な気象災害

### 1 台風・豪雨

大きな災害をもたらす台風は、6 月から 10 月まであり、その際の強風、大雨により洪水や土砂災害、家屋倒壊等のおそれがある。近年では、地球温暖化による海面水温の上昇から、台風が勢力の強い状態で日本に接近しており、被害が甚大化している。

また、近年は想定を超える局所的な集中豪雨が頻発し、被害を一挙に拡大させる傾向が顕著となっていることから、気象注意報、気象警報等の発表時は、強風・豪雨による農作物及び農業用施設の被害、豪雨による河川の氾濫・浸水、強風による家屋の倒壊、急傾斜地等の崖崩れ等の危険がある。

### 2 梅雨末期の大雨

梅雨末期には、太平洋の高気圧がすでに強くなっているため、水蒸気を多量に含んだ気流を北上させて、前線の活動が活発になるため、場所によっては大雨が降り、しばしば洪水を起こす。

### 3 竜巻

これまで上三川町地域防災計画では、竜巻災害対策は台風等に代表される風害対策の延長上で捉えていた。しかし、平成 24 年 5 月 6 日に県東南部で発生した竜巻により、11 名の負傷者と甚大な住家被害、農業被害、文教施設被害が発生したことから、突発的かつ局地的に甚大な被害をもたらす特性を有することが判明した。なお、一年を通じて、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生することが多く、特に台風が発生しているときに多い。

### 4 雷雨

7、8 月の雷雨日数は全国的に最も多く、激しい雷による水害や突風、落雷による人畜被害や家屋の焼失などもこの時期に発生しやすい。

## 第 3 火災

北西の季節風時には、空気は著しく乾燥して強風とともに火災の危険が高まる。火災の危険度を見積もるには、風速や最小湿度及び実効湿度などが用いられる。

## 第 4 危険物事故

消防法上の危険物は、酸化性固体（第 1 類、塩素酸塩類等）、可燃性固体（第 2 類、硫化りん等）、自然発火物質及び禁水性物質（第 3 類、カリウム等）、引火性液体（第 4 類、第一石油類等）、自己反応性物質（第 5 類、有機過酸化物等）、酸化性液体（第 6 類、過塩素酸）である。

石橋地区消防組合が許可する危険物施設は町内に 232 施設ある。内訳は、貯蔵所 159 施設（屋内貯蔵

所43箇所、屋外貯蔵所8箇所、屋内タンク2基、屋外タンク38基、地下タンク29基、移動タンク38基、簡易タンク1基)、取扱所72施設(給油取扱所38箇所、一般取扱所32箇所、第1種販売取扱所2箇所)である。(令和4年4月1日現在)

なお、危険物の製造施設は町内に1施設あるが、毒劇物製造(販売)所は、町内には存在しない。(令和4年4月1日現在)

## 第6節 防災に関する住民意識

防災に対する住民の意識を明らかにし、住民の置かれている状況を十分に配慮した防災対策を推進する。

### 第1 防災に関する住民意識

#### 1 総合計画策定時意識調査

町では、総合計画等策定時に町民の意識調査として「まちづくりアンケート調査」を実施しており、防災に関する設問として、災害時の避難場所の認知度を調査している。令和元年8月に第7次総合計画後期基本計画策定のために実施した調査の結果は以下のとおりとなる。

避難場所の認知度 (%)

	平成26年度	令和元年度	比較
全体	53.1	73.2	+ 20.1
男性	52.2	70.4	+ 18.2
女性	53.7	76.3	+ 22.6
10代	45.8	88.0	+ 42.2
20代	39.2	61.0	+ 21.8
30代	48.0	57.7	+ 9.7
40代	58.2	77.0	+ 18.8
50代	55.0	78.0	+ 23.0
60代	57.3	79.5	+ 22.2
70代	53.7	75.6	+ 21.9
80代	-	55.0	-

全体の避難場所の認知度をみると、平成26年度の53.1%から令和元年度には73.2%になり、認知度が20%増加している。また、年代別の認知度をみると、10代において平成26年度の45.8%から令和元年度に88.0%になり、認知度が42.2%増加しており、認知度及び増加率ともに年代別最大となっている。一方、80代において令和元年度に55.0%と年代別最小となっている。

避難場所（指定緊急避難所及び指定避難所）の認知度が低いと、避難を実施させる必要がある場合に混乱が生じる可能性が高くなる。災害時の混乱を少なくし、避難を円滑に実施させることができるよう、避難場所や安全なルートの確認の重要性についてしっかりと浸透させる必要がある。

町では防災教育等により防災に対する意識の向上を推進しているが、特に避難が必要な高齢者の認知度が低いといった結果になったことから、今後は高齢者へ向けて周知することが重要な課題となる。

#### 2 県政世論調査

令和元年度県政世論調査における地域防災に関するアンケートでは、災害時の備えとして実施している項目で、「飲料水や食料の備蓄」37.9%、「家具の転倒防止対策」24.8%等の結果となった。

今後も、引き続き、自助及び互助・共助の意識の浸透を図るため、訓練や講演会等への参加を積

極的に呼びかけるとともに、住民が参加しやすいイベントを実施する必要がある。

### 3 自主防災組織の組織数

自主防災組織の組織数は、令和5年3月1日現在で22組織（31自治会）となった。今後も、自主防災組織活動の重要性や役割・活動内容を住民一人ひとりに浸透させるとともに、自助・互助・共助を基本とした防災意識の向上を図る必要がある。

### 4 かみたんメール登録者数

災害時の避難情報等の発信手段の一つとして、町からの情報発信サービスであるかみたんメールを利用している。かみたんメールは、「防災（避難指示・防災情報・気象情報・地震情報・国民保護情報）」「安心・安全」「健康・福祉・子育て」「生活」「イベント」「その他のお知らせ」の 카테고리毎に、事前に登録されたメールアドレスに情報配信するサービスであり、令和4年7月20日現在における「防災」の登録者数は6,520人となる。平成29年度末（平成30年3月31日）における登録者数は4,414人であったので、2,106人（47.7%）増加した。また、令和4年7月より開始した「避難指示」の固定電話への情報発信については、登録者数は5人となる。

かみたんメールの登録者数は年々増加傾向にある。しかしながら、直近の国勢調査における15歳以上の人口（26,234人）と比較すると、25%程度の登録率となる。避難情報の伝達手段の確保は、災害時における被害者数の増減に直結するので、更なるかみたんメール登録者数の増加が必要である。

## 第2 町における防災対策への取組

町は、アンケート調査結果等を参照し、次の防災対策を推進することとする。

### 1 住民への啓発活動

町は、広報紙、防災パンフレットの配布等により、住民に対して次のような防災対策等を日頃から実施するよう啓発していく。

- (1) 水・食料等の家庭内備蓄や非常持出品の準備
- (2) 消火器の設置、家具の転倒防止策など家庭での災害に対する備え
- (3) 指定避難所の周知
- (4) 各種防災行事への参加
- (5) 自主防災組織への加入

### 2 自主防災組織の育成・強化

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図るとともに、災害時に、自主防災組織によって初期消火等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、自主防災組織が行う防災訓練に消防団員を派遣し、又は石橋地区消防組合に消防職員の派遣を依頼し、実践的な消火訓練や救助訓練等を実施するなど、地域の防災力の強化を図るものとする。

### 3 緊急時の伝達手段の整備

町は、災害時に迅速かつ適切に避難勧告・指示等が住民に周知できるよう、かみたんメールの登録者数を増やすほか、複数の伝達手段の確保を推進する。

## 第7節 本町の災害対策の課題と目指す方向

社会基盤、都市基盤、治水施設の整備等による総合的なハード対策、並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実等によるソフト対策を組み合わせ、安心で安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指す。

### 第1 課題と目指す方向

町及び関係機関が各種予防対策を推進することによって、災害に対する安全度は向上してきている。しかしながら依然として、水害が発生しており、令和元年10月の東日本台風においては、本町をはじめ県内全域に大きな社会的・経済的損失や精神的不安を与えたことも記憶に新しい。

今後、町域において防災力の向上を図るためには、県と連携して「災害時要援護者」に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、災害応急対応に関する職員体制の強化、物資の備蓄・調達体制の整備及び防災知識の普及・訓練の推進、並びにハザードマップの周知や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化及び避難生活環境の向上に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

本町においてはこのような取組みとともに、地域住民やボランティア団体、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心で安全に暮らせる災害に強いまちづくりを目指す。

### 第2 主な取組内容

#### 1 高齢者など要配慮者に対する支援体制の推進

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対して支援を必要とする要配慮者となることが想定されるため、所在情報の確認や避難手段の確保などについて、自主防災組織や自治会等と連携を強化し、支援を推進していく。

#### 2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

東日本大震災のような、想定をはるかに上回る大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の構築などの防災基盤の充実、県、他市町間の相互応援協力体制の整備などを進める。

#### 3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治水対策

大規模な水害に対応するために、国や県が指定した浸水被害想定区域に該当する場合、洪水ハザードマップの周知を徹底するなど、ハード、ソフトが一体となった総合的な流域の安全度を確保するための社会基盤の整備や既存施設の強化を図り、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

#### 4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、町、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策を推進していく。

#### 5 災害応急対応に関する職員体制の強化

災害発生時には、全職員が対応することになるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、災害応急対応について職員の理解を深めるための取組みを図る。

#### 6 物資の備蓄・調達・輸送体制の強化

男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定度を備蓄するとともに、倉庫業者、運送業者、小売業者等と協定を締結し、災害発生時に速やかに物資を調達できる体制整備を図る。

#### 7 防災知識の普及、訓練の充実

参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けるとともに、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう、平常時より指定避難所とその地域の住民等による組織を作り、避難所運営に女性が参画しやすい環境づくりを図る。